

2021 年 APEC 貿易担当大臣共同声明及び附属書の概要

令和 3 年 6 月 5 日

1. 前文

- 我々、APEC 貿易担当大臣は、コロナの影響に取組み、全ての人々のための強い経済回復を実現する貿易の必要不可欠な役割の下で団結。この不確実な時代において、我々は次の 3 つの分野で大胆な行動が必要であることに同意。

2. 新型コロナのパンデミックに対応する手段としての貿易

【ワクチンを含む医療品及び関連するサービスへのアクセス】

- 新型コロナに対する広範な予防接種の役割を認識し、安全で、効果的で、質が高く、低廉なコロナワクチンの製造と分配を早急に加速する必要。
- ワクチンとその関連物品への広範で衡平なアクセスを保証するための貿易・投資の役割に焦点を当てる。
- コロナワクチンサプライチェーンに関する独立の声明（附属書 1）と必要不可欠な物品の移動を支援するサービスに関する声明（附属書 2）の発出を歓迎。

【人の移動】

- 継ぎ目のない国境を越えた移動の再開のために、国境を越えた移動措置に関する情報を共有し、地域における安全な移動の確立に係るイニシアティブやプロトコルを特定するよう実務者に指示。
- APEC がより良く航空機乗務員を支援し、地域のビジネスの流動性を促進する方法を議論し、地域の安全な移動を促進するデジタルソリューションに係る議論を前進させ、本年 11 月の APEC 閣僚会議までに進捗を報告するよう実務者に指示。

【APEC サブファンド】

- パンデミックと闘うための APEC サブファンドの新たな設立に留意。

3. ルールに基づく多角的貿易体制

【WTO・第 12 回 WTO 閣僚会議（MC12）に向けて】

- ルールに基づく多角的貿易体制の役割を想起し、我々は、MC12 が成功し、全ての人々に明らかな成果をもたらすよう協力すると決意。
- ジュネーブにおいて、コロナワクチンの知的財産権保護の一時的な適用免除に関するものを含むテキストベース交渉が、できるだけ早期、遅くとも MC12 までに行われることを支えるよう、能動的かつ緊急に取り組む。
- APEC エコノミーは、コロナ対処のための緊急措置が、的を絞り、目的に照らし相応かつ透明性があり、一時的なものであり、WTO ルールと整合的であることを確保することを通じてその役割を果たし、適切な場合には残留する貿易制限的な措置を緩和す

る取組を支援する。

【WTO 改革】

- WTO 交渉及び紛争解決制度の機能の改善された働きに関して率直で建設的な議論を行うことを約束し、こうした議論の継続にコミット。WTO 加盟国に対し、MC12 が必要とする改革の種別についての共通の理解を求める。
- WTO が、新たなルールを交渉するフォーラムとしての信頼性を強化し、自然資源を保護するために本年果たす最も重要な貢献の一つは、数十年にわたる漁業補助金交渉を成功裡に妥結すること。2021 年 7 月 31 日までに合意に達することを呼びかける WTO 事務局長の要請を支持。

【共同声明イニシアティブ】

- 21 世紀の貿易ルールに現代化するため、電子商取引、サービス分野における国内規制、中小零細企業及び開発のための投資円滑化に関する共同声明イニシアティブ（JSI）に参加する APEC エコノミーは、関連イニシアティブにおける実質的な進展を求める。

【気候変動】

- 持続可能な開発のための 2030 アジェンダの達成及びパリ協定の目標といった国際努力と連携して気候変動その他の深刻な環境課題に貢献するような経済政策及び成長を促進する重要性に合意。

【エネルギー】

- 低炭素排出の未来に向けたエネルギー移行は、各エコノミーの異なる状況を反映したものであると認識。

【環境】

- 11 月の APEC 閣僚会議までに、2012 年に首脳が承認した APEC 環境物品リストの実施をレビューし、参照目的のために HS コード関税分類に照らして環境物品リストを更新するよう実務者に指示。11 月の APEC 閣僚会議においてリストの更新のために可能な更なる取組について実務者に指示することを検討。
- 環境物品の貿易に係る非関税措置の影響を議論する APEC の取組を支持。
- 環境関連サービスを特定することを含め、環境サービスの貿易拡大にかかる取組を前進させ、11 月の APEC 閣僚会議において進展を報告するよう実務者に指示。自由化、円滑化等を含め、環境・環境関連サービスの貿易をいかに拡大させるかにつき議論を前進させることに合意。

【農業】

- MC12 において農業に関する有意義な成果が必要であることに同意し、農業協定 20 条に記載のある改革過程及び既存のマンデートの継続において想定されているとおり、助成及び保護を実質的かつ漸進的に削減することを目指し、我々全体の関心と機微性

を反映。

【市場歪曲的補助金】

- 市場歪曲的補助金は、公平な競争環境を弱める。これら補助金が環境に悪影響を与えることもより一層懸念する。

【新たな非効率な化石燃料補助金の任意の停止】

- 我々は、11 月に閣僚に報告するために、その立場にあるメンバーが、非効率な化石燃料補助金を任意に停止する可能性のある選択肢を検討することを実務者に要請。

【女性、中小零細企業】

- APEC の取組は、女性、中小零細企業等を含む社会の全ての構成員に成果をもたらす必要がある。経済政策及び貿易・投資環境が機会の均等を促進し、経済包摂を前進させることを確保することは我々の責務。

4. 将来的な繁栄の形成

【デジタル】

- APEC インターネット及びデジタル経済に関するロードマップのワークプログラムの進展を加速するための ABAC の喫緊の呼びかけに応えることを実務者に要請。
- 新技術の適用を促進し、ビジネス及び起業家の活躍を可能とし、データの流通を促進し、消費者とビジネスとの信頼を強化し、物品及びサービスが継ぎ目なく国境を越えて移動することを可能とするような、包摂的で無差別的なデジタル経済を作り出すことが必要。
- WTO 貿易円滑化協定の、特に通関におけるデジタル化の利用促進等に関する条項の履行を加速化し、コロナ禍で APEC メンバーによってとられたデジタル貿易円滑化措置を定着させることに合意。

【アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)】

- 二国間及び地域貿易協定の締結、批准、履行及び見直しに向けた現行の取組みを支持。こうした取組は、アジア太平洋において質が高く包括的な貿易・投資成果を支える APEC の広範囲な取組、特にアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）に関するリマ宣言の履行によって強化されている。FTAAP が地域経済統合を構成していく上での原則であり続けることを確保するとの ABAC の要請に留意。

【質の高いインフラ】

- 関連する APEC の作業に基づく質の高いインフラの整備・投資を通じた連結性の重要性を認識。

【プトラジャヤビジョン 2040】

- 2021 年 APEC 首脳会議までに、昨年首脳によって採択された「プトラジャヤ・ビジョ

ンビジョン 2040」の全ての要素にかかる具体的な実施計画を完成させるよう実務者に要請。

5. 終わりに

- ニュージーランドによる貿易担当大臣会合の主催に感謝し、11 月に再会する際に進捗に係るレビューを期待。

附属書 1：新型コロナウイルス感染症ワクチンサプライチェーンに関する
APEC 貿易担当大臣声明

我々、アジア太平洋経済協力(APEC)の貿易担当大臣は、
輸出制限、非関税障壁、貿易円滑化、関税を含む、2020 年の必要不可欠な物品の流れの円滑化に関する APEC 宣言に関する実施の進展を歓迎し、
必要不可欠な物品の国境を越えた円滑な分配を実現する APEC 首脳らの決意とコミットメントを想起し、

新型コロナウイルス感染症パンデミックからの地域の回復のために、新型コロナウイルス感染症ワクチン及び関連物品を促進する取組サプライチェーンの安全性、効率性及び強靱性を確保することの重要性を認識し、

世界保健機構（WHO）の権利と義務、世界税関機構（WCO）及びその他の国際機関による新型コロナウイルス感染症ワクチン及び関連物品の円滑化における取組を認識し、

世界貿易機構（WTO）の権利及び義務、WCO 基準及び国際保健規則と統合的な形で、WTO 貿易円滑化協定の履行を加速化することにコミットし、

以下の分野において更なる行動をとる。

1. 新型コロナウイルス感染症ワクチン及び関連物品の WCO-WHO リストを、貿易円滑化のための参照として使用することに合意。APEC エコノミーは、全ての新型コロナウイルス感染症ワクチン及び関連物品の流通と通過を迅速化させる。情報の事前電子提出及び処理を含め、到着後の通関を迅速化する。
2. 新型コロナウイルス感染症ワクチン及び関連物品の分配促進のための APEC 税関ベストプラクティス・ガイドラインの実施を前進させる。税関手続きのデジタル化、物品の国境を越えた流通の迅速化、貿易業者と国境機関との間の調整強化を含め、パンデミックの間に実施された貿易円滑化措置を定着させることに合意。
3. WTO ルールは特定の状況においては輸出規制又は禁輸措置を許可しているが、新型コロナウイルス感染症ワクチン及び関連物品に関して、このような措置を適用しているエコノミーは、これらが的を絞りと、目的に照らし相応かつ透明性があり、一時的で、不必要な貿易障壁を生み出さないことを確保するため、新型コロナウイルス感染症の状況の変化に応じて、措置継続の必要性を評価する。他の WTO 加盟国に対しても同様の制約を実施することを求める。
4. 特に国境において課される手数料を見直すことを各エコノミーに促すことにより、新型コロナウイルス感染症ワクチン及び関連物品のコストを下げる任意の行動を検討する。
5. サプライチェーンに犯罪がつけ入ることを防ぎ、違法、危険、低水準又は偽造品の新型コロナウイルス感染症ワクチン及び関連物品の入国及び輸入を防止するために適切な措置を講じる。これには、グローバルな医療製品の品質とサプライチェーンの安全性を促進するための APEC ロードマップ及び関連ツールキットの更なる実施が含まれる。

レビュー・メカニズム

APEC 事務局は、2021 年 11 月の APEC 閣僚会議までに、本イニシアティブの下で各エコノミーが実施した行動に関して概要報告を行う。その後、新型コロナウイルス感染症が、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態でないと判断されるまで、12 ヶ月毎に報告を行う。

APEC 事務局からの報告に基づき、APEC エコノミーは本イニシアティブの進展をレビューし、11 月に再会する際に報告する。

附属書 2：必要不可欠な物品の移動を支援するサービスに関する APEC 貿易担当大臣声明

2020 年、新型コロナウイルス感染症への対応として、APEC 貿易担当大臣は、国境を越えた必要不可欠な物品の移動を円滑化し、グローバル・サプライチェーンへの混乱を最小限に抑えることに取り組むことにコミットした。

新型コロナウイルス感染症のパンデミック下において、貿易の流通を継続することを保証する重要性を認識し、

ワクチンの分配だけでなく、必要不可欠な物品の移動の支援においてもサービスが果たす必要不可欠な重要な役割を認識し、

この重要な時期に、必要不可欠な物品の移動を支援するサービスの供給を促進するために協力することにコミットし、

自由で、開かれた、公正で、無差別的で、透明性のある、包摂的かつ予見可能な貿易・投資環境にコミットし、

新型コロナウイルス感染症パンデミックの経済的影響への効果的で透明性のある対応を行い、パンデミックの間に必要不可欠な物品が必要とされている目的地にたどり着くことを確保するとのコミットメントを改めて強調し、

以下をここに宣言する。

サービス分野における貿易障壁

APEC エコノミーは、必要不可欠な物品の移動の迅速化及び円滑化を妨げる可能性のある関連サービス分野の貿易における不必要な障壁を特定することを優先し、いかなるこうした障壁もそれぞれ、WTO 及び特惠貿易協定の義務及びコミットメントと整合的であることを確保すべき。

これらの取組は、強力な一連の国際規律によって支援されるべきである。この観点から、我々は、サービス分野における国内規制に関する共同声明イニシアティブの下での WTO における進展に留意。このイニシアティブに参加する APEC メンバーは、これらの交渉を可能な限り早期に締結するよう促す。

貿易円滑化

APEC エコノミーは、グローバル・サプライチェーンの支柱として機能する、ロジス

ティクス・ネットワークの円滑かつ継続的な運用の確保のために取り組む。必要不可欠な物品の移動の促進に関する APEC 宣言に基づき、我々は、必要不可欠な物品の税関手続きに必要なサービスを含む、輸送および物流サービスに関する調整、効率性、および透明性を強化することを約束する。

各 APEC エコノミーは、到着した必要不可欠な物品を迅速に処理し、発送を支援するサービスを促進するよう奨励される。これには、物品の到着前に処理を開始できるように、サービスのサプライヤーが、輸入に関する文書やマニフェスト（積荷目録）など、その他の必要な情報を電子データで提出できるようにすることを含む。

レビュー・メカニズム

APEC エコノミーは、「必要不可欠な物品の移動の円滑化に関する宣言」のレビューの一環として、本イニシアティブの進捗をアップデートする。最初のレビューは 2022 年に実施される。

（了）